

青森県ふるさとの水辺サポーター制度参加の手引き

平成 2 5 年 6 月

青森県県土整備部河川砂防課

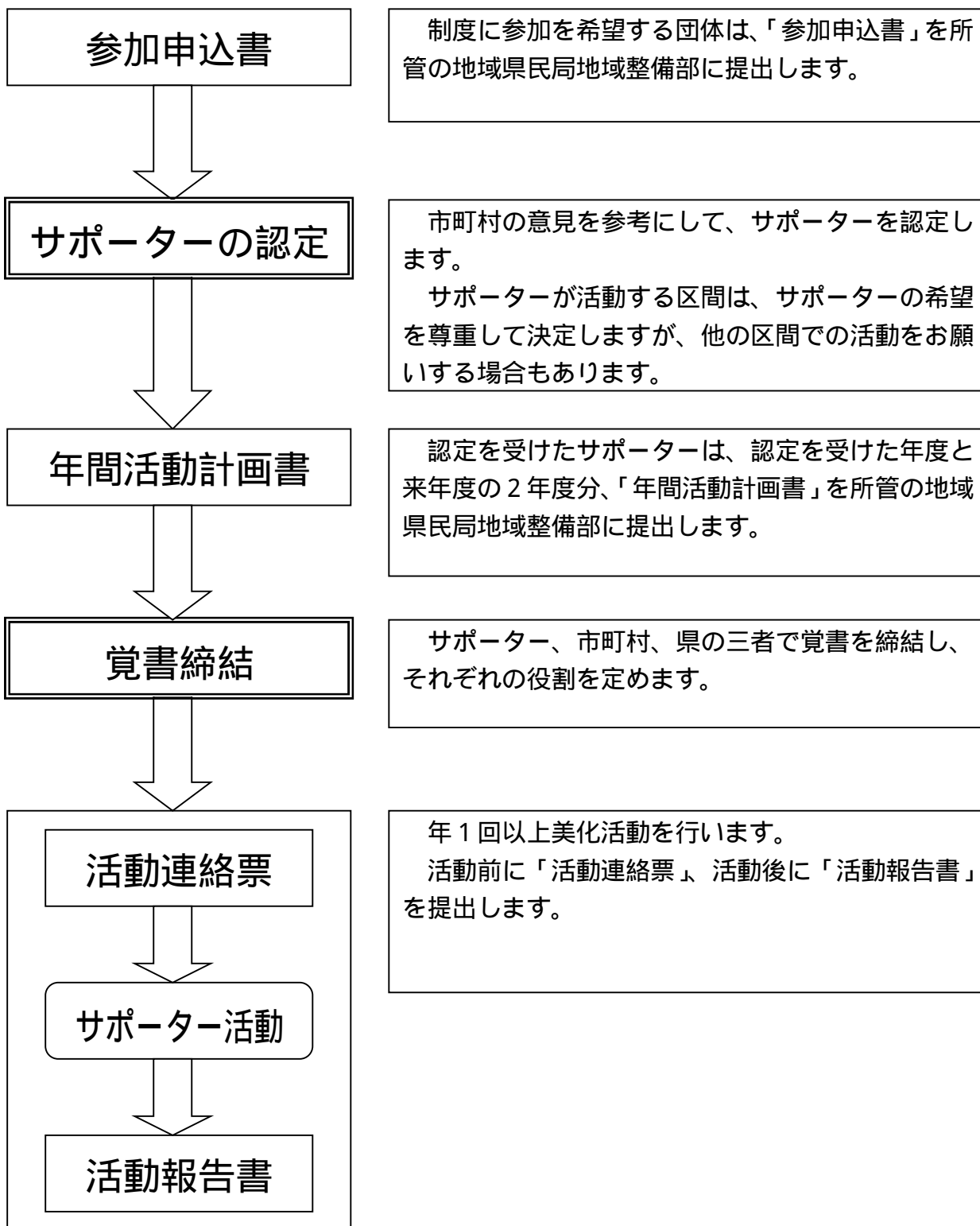
目次

1	制度の流れ	1
2	参加申込書の提出	2
3	サポーターの認定	2
4	年間活動計画書の提出	2
5	覚書の締結	3
6	サポーター活動の前に	3
7	サポーター活動中は	3
8	県の役割	4
9	万が一事故にあったら	5
10	サポーター活動の後は	5
11	年度開始前の手続き	5
12	その他	5

この制度は、青森県が管理する河川・砂防指定地・海岸の一定区間について、住民、企業等の団体のボランティアを募り、県民と市町村と県の協働の下、これらの団体を県が河川・海岸等の「サポーター」として認定し、美しい河川・海岸の環境を保とうという制度です。

制度に参加を希望する団体は、この手引きをよくご覧になったうえで、制度の趣旨を御理解いただき、参加申込みをしてください。

1 制度の流れ



2 参加申込書の提出

サポーターになるためには、「参加申込書」を所管の地域県民局地域整備部に提出します。

サポーターは、原則として、
おおむね200～500メートルの河川・砂防指定地・海岸で活動できる必要があります。

年1回以上活動が実施できる必要があります

10名以上で活動を行います。

認定から2年以上の間、活動する必要があります。

対象となる区間は、青森県が管理する河川・砂防指定地・海岸です。ただし、県が管理する海岸の中で、農林水産省農村振興局及び水産庁所管の海岸は除きます。

申込みから、実際にサポーター活動を開始するまでは、少しの期間を必要とします。この間に、希望する対象区間の調査や、市町村や他のサポーターとの調整を行います。

制度の内容や申込書等の各種様式の記載方法等について御不明の点がありましたら、所管の地域県民局地域整備部又は県庁河川砂防課までお問合せください。

3 サポーターの認定

申込書に記載された内容をもとに、サポーターの認定を行い、その旨を通知します。

サポーターの認定については、市町村の意見を聴き、同意を得た上で行います。

対象区間の決定に当たっては、申込みの内容を十分尊重しますが、希望以外の区間での活動をお願いする場合があります。

サポーターは、対象区間である河川・海岸等の清掃を独占するものではありません。

4 年間活動計画書の提出

サポーターの認定通知を受け取った団体は、速やかに、認定を受けた年度とその来年度の2年度分、「年間活動計画書」を所管の地域県民局地域整備部に提出してください。

参加人数やメンバー、活動場所等についてよく検討し、責任者を決めて、無理のないように計画を立ててください。

年1回以上活動ができるように計画してください。

5 覚書の締結

年間活動計画書の提出を受けた後、サポーター、市町村、県の三者で覚書を締結し、役割を定めます。

6 サポーター活動の前に

具体的な活動日時の決定は、サポーターが行います。

県では、サポーターの活動における事故等に備えて、傷害保険に加入します。サポーターの保険料負担はありません。保険加入時に参加者名簿が必要になります。ただし、学校等で保険に加入している場合は新たな保険加入は不要です。

サポーター活動の実施前に、「活動連絡票」を提出してください。傷害保険の加入手続きと、活動に必要なゴミ袋、軍手、デレキ等の物品提供をするために必要です。

7 サポーター活動中は

活動中は、参加者の安全に十分注意してください。

活動に参加する方々の安全について指導・監督のできる責任者を決めて、安全な活動に心がけてください。

子どもが参加する場合には、大人の指導のもとに活動を行ってください。また、子どもだけの活動はできません。

気象、天候、時間帯等を考慮し、無理のないよう活動を行ってください。

当日、悪天候等条件の悪いときは、無理をせず活動を中止してください。

河川・砂防指定地・海岸には、傾斜地、湿地等の様々な地形の変化があるので、十分注意して活動を行ってください。

粗大ゴミや医療廃棄物など危険なものには手を触れず、所管の地域県民局地域整備部に連絡してください。

8 県の役割

県は、サポーターと市町村との協働の下、サポーター活動を支援します。

活動に要する物品を提供します。

万が一の事故に備えて、傷害保険に加入します。

活動連絡票の提出後、サポーター活動当日に必要なゴミ袋、軍手、デレキ等を提供します。ただし、数に限りがある場合がありますのであらかじめ御了承ください。

集めたゴミの回収・処分に努めます。集めたゴミの回収・処分は、所管の地域県民局地域整備部が市町村の協力を得て行います。

放置自転車や冷蔵庫等の粗大ゴミや医療廃棄物等は、回収の必要はありません。これらのゴミを発見した場合は、所管の地域県民局地域整備部に連絡してください。

サポーターと協力して河川・海岸等の美化に努めます。

県は、サポーターだけでは対応が困難な流木や粗大ゴミ、漂着ゴミの除去、雑木の伐採等を協力し、サポーター活動をバックアップします。

サポーターが活動している区間に、サポーターの対象区間であることを記した看板を設置します。

サポーターの活動について、県民にPRします。

サポーターが河川・海岸等で行う様々な活動に協力するよう努めます。

サポーターが河川・海岸等で行う自然観察、環境教育、地域イベント等を通じて、水辺との多様な関わりを持っていくことを期待しています。このような活動を行うに当たっては、県は協力するよう努めます。

9 万が一事故にあったら

医療機関で適切な治療を受けるとともに、直ちに所管の地域県民局地域整備部に連絡してください。

後日、「活動事故報告書」を提出してください。

10 サポーター活動の後は

サポーター活動の実施後に、「実施報告書」を提出してください。

1.1 覚書有効期間満了前の手続き

覚書の有効期間満了後も続けてサポーターであることを希望するときは、満了日の1か月前までに「年間活動計画書」を提出してください。（その他の特別な手続きは必要ありません。）

1.2 その他

(1) サポーター活動と併せて、サポーター活動と関係のないことを行うことはできません。

活動と併せて商品の紹介・販売を行うことや、サポーター活動と関係のない募集活動、公演、PR活動を行うことはできません。

サポーター制度が、健全な水辺のボランティアを育成する趣旨のものですから、この制度の趣旨と異なる目的の活動等に利用されることを防ぐため、御理解ください。

(2) 次の場合は、認定を取り消すこともあります。

サポーターが、

ア 制度の趣旨と異なる活動をしていると認められるとき

イ 他のサポーターの活動に迷惑を及ぼす恐れのあるとき

ウ 年間活動回数、人数等のサポーターの要件を満たさなくなったとき